

西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 2年 2月20日(木) 午後3:00 ~

2. 開催場所 西栗倉村役場第一会議室

3. 出席委員

| | |
|----|---------|
| 委員 | ○ 草刈弘幸 |
| | ○ 上山光重 |
| | ○ 神原秀吾 |
| | ○ 萩原眞壽雄 |
| | ○ 井上誠 |
| | ○ 高木宣美 |
| 欠 | 小椋義宣 |
| | ○ 春名義昭 |
| | ○ 春名昌美 |
| | ○ 青木英隆 |
| | ○ 新田 茂 |
| | ○ 野々上良弘 |

4. 議事日程

議案第1号 基盤強化法第19条について

5. 農業委員会事務局職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 上山 隆浩 |
| 事務員 | 豊福 靖宏 |
| | 藤川 達也 |

事務局長

それでは、2月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願ひします。

会長

先ほどは皆さんお疲れさまでした。こういう形になってくると、春が近くなってきているなと思います。そういう事でこれから忙しくなってくると思います。提案で多面的の授業がありまして、草を刈るのに5センチから2センチのたかがりしたら、草の生え方が変わりますって話がでています。それは、くさの成長がその辺で切ることによって、下の草の生え方が変わってくる。草刈りの回数が減ってくると報告されておりました。一番簡単にできることで、そういうものを観察しながらのり面を管理して行くのは、一つのアイデアかな？とっております。そういうと4輪区ドのやつで石をガンガンせずに、高く刈ることでやって、深追いすることだけがよいのではないとっておられました。今年も草を管理すること

が多くなると思いますが、1年間いそがしいでしょうががんばっていただきたいです。それでは議題にそって審議していきたいと思しますのでよろしくお願ひします。

それでは、事務局から議題に入らせて頂きます。よろしくお願ひします。

事務局

失礼します。資料2ページ目をお願ひします。

議案第1号

基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。

今回、9件の申請がありました。借受人ごとにご説明をさせていただきます。

2ページからご覧下さい。（申請番号54番）

（再設定）

利用権の設定をうける者 西栗倉村影石 [REDACTED] 番地 [REDACTED] 氏

利用権の設定をする者 滋賀県高島市安曇川町 [REDACTED] [REDACTED] 氏

利用権の設定をする土地の所在

| | | | | | |
|------|------------|------|---|----|---------------------------|
| 大字影石 | [REDACTED] | 現況地目 | 田 | 面積 | [REDACTED] m ² |
| 大字影石 | [REDACTED] | 現況地目 | 田 | 面積 | [REDACTED] m ² |
| 大字影石 | [REDACTED] | 現況地目 | 田 | 面積 | [REDACTED] m ² |
| 大字影石 | [REDACTED] | 現況地目 | 田 | 面積 | [REDACTED] m ² |
| 大字影石 | [REDACTED] | 現況地目 | 田 | 面積 | [REDACTED] m ² |
| 大字影石 | [REDACTED] | 現況地目 | 田 | 面積 | [REDACTED] m ² |
| 大字影石 | [REDACTED] | 現況地目 | 田 | 面積 | [REDACTED] m ² |

7ページおよび8ページが利用権の申請書です。

作付けの内容は水稻です。

本契約は再設定で、契約期間は、令和2年4月1日～令和12年3月31日までの10年間です。

借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

9ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

井上委員

これは谷口で再設定です。家の前です。今家の方にもおられなくて、電話のやり取りでの再設定です。よろしくお願ひします。

会長

問題ないですね。

その他何かありますか？

事務局

引き続き、基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。2ページおよび3ページをご覧下さい。（下段）申請番号55番

（再設定）

利用権の設定をうける者 西栗倉村筏津 [redacted] 氏
利用権の設定をする者 石川県金沢市 [redacted] 氏

利用権の設定をする土地の所在

| | | | | | |
|------|------------|------|---|----|---------------------------|
| 大字知社 | [redacted] | 現況地目 | 田 | 面積 | [redacted] m ² |
| | [redacted] | 現況地目 | 田 | 面積 | [redacted] m ² |
| | [redacted] | 現況地目 | 田 | 面積 | [redacted] m ² |

10ページが利用権の申請書です。作付けの内容は水稲です。

本件は再設定で、契約期間は、令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間です。
借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

11ページ、12ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

高木委員

[redacted] は [redacted] の娘さんです。石川県の方にいかれております。お母さんもそちらにいかれております。ちょうどお正月に帰ってこられて印鑑ついてもらいました。2枚は知社の口のおたきさんの上がるてまえのところ。1枚は [redacted] さんの川向うにあります。合計3枚再設定です。よろしくお願いいたします。

会長

再設定ということで、問題ないですね。

委員

無いです。

会長

それでは次の議案へ。

事務局

引き続き、基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。3ページをご覧ください。申請番号56番

(再設定)

| | | | |
|-------------|--------|-------|--------|
| 利用権の設定をうける者 | 西栗倉村長尾 | 691番地 | 河野 玲 氏 |
| 利用権の設定をする者 | 西栗倉村長尾 | 707番地 | 白岩 弘 氏 |

利用権の設定をする土地の所在

| | | | | | |
|------|--------|------|---|----|----------------------|
| 大字長尾 | 983番地1 | 現況地目 | 田 | 面積 | 1,460 m ² |
| 大字長尾 | 983番地2 | 現況地目 | 田 | 面積 | 890 m ² |

13ページが利用権の申請書です。

作付けの内容は水稲です。

本件は再設定で、契約期間は、令和2年3月1日～令和7年2月28日までの5年間です。
借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

14ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

春名委員

場所は[]土場の西側にあたる2枚です。これも再設定です。

会長

これも問題ないですね。

委員

無いです。

会長

それは、次の議案へ

事務局

引き続き、基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。3ページからご覧下さい。なお、申請番号57番58番は借受人が同一人であるため、続けてご説明させていただきます。

(再設定)

利用権の設定をうける者 西栗倉村影石 []番地 [] 氏

(57) 利用権の設定をする者 西栗倉村知社 []番地 [] 氏

(58) 西栗倉村影石 [] [] 氏

利用権の設定をする土地の所在

(57) 大字知社 [] 現況地目 田 面積 []^{m²}

(58) 大字影石 [] 現況地目 田 面積 []^{m²}

大字影石 [] 現況地目 田 面積 []^{m²}

15ページから利用権の申請書となります。

15ページが申請番号57、17ページが申請番号58番の書類です。

作付けの内容はいずれも水稻です。

本件はどちらも再設定で、契約期間は、令和2年5月1日～令和12年3月31日までの約5年間です。

借賃はいずれも無償、使用貸借権の設定になります。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

16ページ、18ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

萩原委員

一件は[]の田んぼです。2件目は[]さんの田んぼ2枚は家の東側と南側の2枚です。両方とも再設定なのでよろしくお願いいたします。

会長

再設定なんで問題ないですね。

委員

はい。

事務局

引き続き、基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定について
です。4ページをご覧ください。申請番号59番

（再設定）

利用権の設定をうける者 西栗倉村坂根 [redacted] [redacted] 氏

利用権の設定をする者 西栗倉村坂根 [redacted] [redacted] 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字坂根 [redacted] 現況地目 田 面積 [redacted] m²

大字坂根 [redacted] 現況地目 田 面積 [redacted] m²

大字坂根 [redacted] 現況地目 田 面積 [redacted] m²

19ページが利用権の申請書です。

作付けの内容は水稲です。

本件は再設定で、契約期間は、令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間です。

借賃は10アールあたり30キロの物納で、賃貸借権の設定になります。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

20ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

会長

[redacted]さんの方が80歳なんで、[redacted]にやってくれといわれましたが、一応元気な間は頑張ってくれ！と伝えました。[redacted]さんが出来なくなったら、新しく考えていって、坂根地区で集約をかんがえながら、5年間は頑張りたいと伝えました。そういうことでよろしく願いします。よろしいですか？

委員

はい。

事務局

引き続き、基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定について
です。4ページからご覧ください。申請番号60番

（再設定）

利用権の設定をうける者 兵庫県小野市 [redacted] [redacted] 氏

利用権の設定をする者 大阪府大阪市東成区 [redacted] [redacted] 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字長尾 [redacted] 現況地目 田 面積 [redacted] m²

21 ページが利用権の申請書です。

作付けの内容は水稲です。

本件は再設定で、契約期間は、令和2年4月1日～令和12年3月31日までの10年間です。

借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

22 ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

青木委員

連絡はないのですが、場所は■■■■さんの牛舎の下に■■■■さんお家があると思うのですが、その家の前に■■■■の田んぼがあります。再設定なんで、よろしくお願いいたします。

会長

問題無いですね。

委員

はい。

事務局

引き続き、基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。5ページをご覧ください。申請番号61番

（再設定）

利用権の設定をうける者 西粟倉村長尾 ■■■■番地 ■■■■ 氏

利用権の設定をする者 兵庫県姫路市網干区■■■■ ■■■■ 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字長尾 ■■■■ 現況地目 田 面積 ■■■■㎡

大字長尾 ■■■■ 現況地目 田 面積 ■■■■㎡

23 ページが利用権の申請書です。

作付けの内容は水稲です。

本件は再設定で、契約期間は、令和2年4月1日～令和12年3月31日までの10年間です。

借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

24 ページ、25 ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

小椋委員

これも再設定なんですけど、■■■■さんの自宅の前と■■■■の家の前、ここは水が流れてないので、田んぼとしてできんですけど、■■■■さんところのしたです。よろしくお願いいたします。

会長

再設定なんでよろしいでしょうか？

委員

はい。

事務局

引き続き、基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。5ページからご覧下さい。申請番号62番

（再設定）

利用権の設定をうける者 西栗倉村長尾 [REDACTED] 番地 [REDACTED] 氏

利用権の設定をする者 西栗倉村長尾 [REDACTED] 番地 [REDACTED] 氏

利用権の設定をする土地の所在

大字長尾 [REDACTED] 現況地目 田 面積 [REDACTED] m²

大字長尾 [REDACTED] 現況地目 田 面積 [REDACTED] m²

大字長尾 [REDACTED] 現況地目 田 面積 [REDACTED] m²

26ページが利用権の申請書です。

作付けの内容は水稲です。

本件は再設定で、契約期間は、令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間です。

借賃は無償で、使用貸借権の設定になります。

利用権設定をうける者の農業経営状況については中ほど3番に記載しております。

27ページ、28ページに申請地の地籍図を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

小椋委員

これも再設定なんで、場所は[REDACTED]さんの下の下、前にほうれん草つくられとった、田んぼです。[REDACTED]さんの裏です。[REDACTED]の自宅の手前右農道はいつてすぐの所にあります。[REDACTED]くん所の裏のあたりです。

会長

これも再設定なんでよろしくお願ひします。

委員

はい。

【報告事項】

○農業委員会の改選について

- ・ 現行の農業委員は令和2年7月で改選される。
- ・ 3月9日に各種媒体により募集が開始。
- ・ 同時に、地区内においても推薦の依頼を行う。
- ・ 4月10日（金）までの一ヶ月で募集後、評価委員会を開催し、選任がなされたのち、6月の議会で承認を得て、7月末から新農業委員として活動。

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

委員

中山間地域についてなにか情報があれば教えて。

事務局

中山間直接支払については第4期の5年目3月31日をもって終了になります。来年度以降は同様な形で第5期令和6年までの5年間行われる運びと伺っております。基本的な形は変わりなく、今の急傾斜、単価であったり、そういった要件のかわりはないと思います。また、協定の面積なんかは、新たに結びなおす。となりますので、詳細につきましては、第4期と同じような形で説明会等を開いていきたいと思っております。協定の代表者さんにも問い合わせいただいておりますので、お問合せがございましたら、第5期あります。とお声がけをしていただけるとありがたいです。

委員

書類を簡単にしてもらえんかな？だんだん、年が取っていくと、できんわ。

委員

国会中継みよったら、もうちと単組化せんと長続きせんって！いよったんで、変わってくるんじゃないかと思うんですが。

事務局

村の協定の方からもそういったお声いただいておりますので、他所の市町村の担当の人と話しても、事務が手間だといわれてます。その旨は県の担当には常々伝えていきますので、それを聞いて繁栄してもらえるように頑張っています。

ただ、どうしても、国の検査が入ってきます。会計検査に対する書類が増えてきます。不適合がでるとそれにたいする書類がまた増えてきます。平成12年から始まった制度なんで、それからとなると、だいぶ書類が増えてます。

委員

ここには来たんか？西栗倉に？

事務局

まだ、来てないです。岡山県は当たったんですが！西栗倉村が来てないです。

委員

ちょっと金をちょろまかしたりそういうことがあると、余計にいうことががるので、ちゃんと管理出来ているか？ってのもあるとおもうんです。

事務局

資料をみってみると、簡素化するって事はなくて、事務を雇えるお金をどうするか？ってことになってます。事務を簡素化の話の内容では無いです。

委員

前も言ったように村一本でするようにしてもろうたら。ええんじゃけどな！

事務局

本当はそうしてもらう方が、お金の事業！多面的とかでも鳥取なんかは、西栗倉村より大きなところがしているわけで一つでお金をもらっていて！西栗倉で言うと、西栗倉全体で一つになってるから、地区ごとに今年はこの地区に沢山いれようか、とかかなり大きなお金がつかえるので、そういうやり方もあるので、

委員

簡素化せてもらわないけん。

事務局

あくまで集落協定ということなので、役場がそれをするってのはどうかと。

委員

地区でするものがおらんだったらどうするんじゃ、ってなってくるんじゃ。

他の地区が管理するんか？いうたら写真が管理できんもん。

じゃで、知社と筏津が一緒にするとか

地区が違ったら出ごとが全部別々じゃもん。

委員

写真になんで二人以上写っておかないけんのじゃ。

事務局

共同作業してる証拠が欲しい。

委員

中山間地の中に大型にまとめたら早二人しかおらのじゃ！極端な話誰か人を雇ってせないけんのか？？？

会長

そういう扱いしたらこまるけど、■■■■なんかは全員参加しとるけん写真撮れる。

委員

そんな事いうても、3人しかおらのんじゃけん、集落がかわったら協定写真がとれんのじゃ。

委員

知社が困っとんじゃ！他のもんが行くわけにはいかんしな、会計なんか。

僕らなんか3カ所とかしとるがん！今日は河川っていわれても、いっぺんに3カ所はいけれんもんな。

委員

そこらへんは協力できたらな。

委員

中山間で報酬があるんですがそこでやとえれたら、余所の人が。

委員

それにしても、写真がとれんのじゃ。

事務局

そこは代表と会計とのお話合いで手分けしてになります。あとは、合併ですね。大茅なんか4つあるので、一つにするとかですね。集落を超えては難しいところがあるんですが。

委員

もう一つ、森林組合の土場と、イチゴのハウスの進展が有れば教えてください。

事務局

何も進展してないです。

委員

農業委員の選挙の方は指名になってるんでしょ？

事務局

区長さんの方に地区推薦をお願いします。とってある。出来れば認定農業者さんでお願いしたいと伝えてある。ただ認定農業者さんでない所もあるとおもいますが、それはそれと言ってある。

委員

村長推薦は？

事務局

村長は認定はしますけど推薦はしません。9日からの立候補も良いとなっている。個人・事業・法人からの推薦が出来ます。

委員

区長会にはいつ説明するん？

事務局

もう終わりました。1月の区長会で説明してます。申請書はこれからです。7月19日まで20日から新になります。任期が来ることを知っておいてください。

会長代理

それではご苦労様でした。今日は強行スケジュールということでした。会議が2つで晩はまた新年会ということで、それではお疲れさまでした。

年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員
